暴力・暴言の根絶に向けて

2019年5月16日（木）

Japan Football Association

JFA

JFA DREAM
夢があるから強くなる

背景

・スポーツにおける体罰、暴力、暴言、ハラスメントが社会問題化し、JFAとしても様々な取り組みを行ってきているが、裁定・規律事案は減少せず、暴力根絶相談窓口への通報件数も、2018年度は120件/年間に達している現状がある。

・指導者による子ども達に対する暴力・暴言が後をたたない。なかでも4種年代の問題が顕在化しており、子ども達が安全に、安心してサッカーを楽しめていない環境が残っている現状がある。

・登録者数が減少している中、サッカーと良い出会いをして、新たなサッカーファミリーを迎えること、また、暴力・暴言等により、登録している選手たちがサッカーファミリーから離脱していくことを防ぐための対策が急務となっている。

・だれもが目的やレベルに合わせてサッカー・スポーツに親しむことで、スポーツの楽しさ、達成感や充実感、生きがいを感じられる環境を整備する必要がある。

これまでの取り組み

・サッカーの指導現場における暴力根絶の宣言（2013/5/16)
・暴力根絶相談窓口の設置（2013/6/24）
・指導者養成講習会での啓発・予防活動
・選手のためのハンドブック発行
・リスペクト・フェアプレーキャンペーン
・ウェルフェアオフィサー制度の開始
・指導者に関する規則の改定
　-ライセンス再審査開始

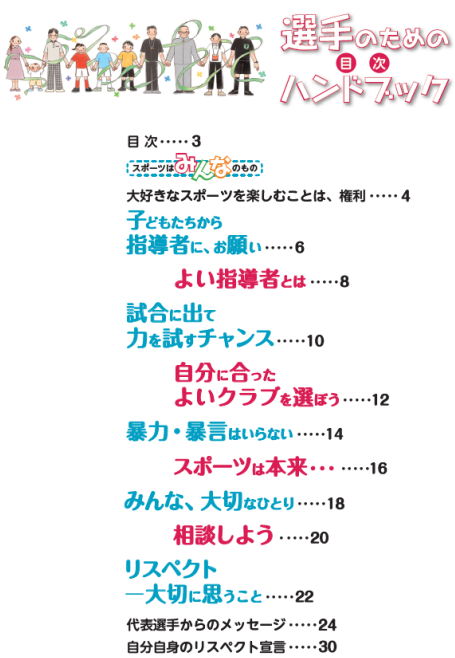

誰もが安心・安全に心からサッカー、スポーツを楽しむために

サッカーに暴力も暴言もいらない！

自分を成長させてくれた、大好きなサッカーだから
誰にもきらいになってほしくない！

公益財団法人 日本サッカー協会

JFA 公認登録指導者の皆様へ

サッカーの指導現場における暴力根絶の宣言

スポーツの本質は楽しむことです。だれもが目的やレベルに合わせてスポーツに親しむことで、達成感や充実感、生きがいを享受します。また、プレーヤーがフェアにひたむきに戦う姿は、観る者に勇気と希望、生きる活力を与えてくれます。

未来を担う子どもたちや選手を育てる指導者は、日本のスポーツ発展の一翼を担っています。プレーヤーがサッカーを楽しみながらレベルアップしていくこと、彼らの向上心を高め、挑戦する姿勢を後押しすることが指導者に課せられた重要な使命なのです。失敗を恐れない、たくましい選手を育てるためには、時として厳しい指導も必要です。それ自体を否定するものではありませんが、その中に暴力的な指導は含まれてはならないものです。我々が常に掲げてきた「Players First!」、そして「リスペクト」の精神をあらゆる取り組みの基盤とし、これからも一層徹底していきます。サッカーの指導環境の改善に努め、その努力を惜しみません。そして、登録チームのすべての指導現場での暴力や暴力を用いた指導をしない、させないこと、いかなる目的であっても暴力を許容せず、スポーツ現場における暴力根絶の努力をつづけることを誓います。

これは単にプレーヤーを守るだけの立場に立って指導者にプレッシャーをかけようというものではありません。指導者の皆さんを今まで以上にリスペクトし、支援することで、サッカーを取り巻く環境を真の達成感と笑顔のあふれる豊かなものにしていきたいと考えています。

これらの考え方にご賛同いただき、関わるすべての皆さんと協力し、団結してより良い指導環境をつくっていきたいと考えています。以下の宣誓書にご署名の上、FAX にてご返信頂くことで、ご賛同の意思表明とさせて頂きます。何卒ご協力の程よろしくお願い致します。

2013 年 5 月 16 日

公益財団法人日本サッカー協会

==========

公益財団法人日本サッカー協会会長 殿

宣誓書

私は、次の事項を遵守することを誓います。

1. あらゆる活動において、「リスペクト（大切に思うこと）」の精神を尊重すること
2. 暴力を用いての指導をしない、させないこと
3. いかなる目的であっても暴力を許容せず、スポーツ現場における暴力根絶の努力をつづけること

■ 指導者登録番号 ： C＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ 氏　　名： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （　　年　　月　　日）

返送先：*FAX 03-3830-2005*　（公財）日本サッカー協会管理部

課題

・懲罰規定において、暴力・暴言に関する規定が明文化されておらず、発生した事案ごとの対応となっており、JFAとしての根絶の意思が明確に伝わっていない。

・これまで様々な啓発活動は実施してきたが、現状を踏まえ、より踏み込んだ「指導・教育」を施す必要性が出てきている。

・懲罰を科すこと、ライセンス再審査による指導のみならず、実質的な再発予防・啓発活動を、日常的に指導者とコミュニケーションできる環境を創出して、取り組む必要性がある。

今後の取組み

［厳罰］

◆ JFA規約・規定の見直し　「指導に関連した懲罰基準」の制定

［教育］

◆ 指導者ライセンス資格再審査における指導の「厳重化」

ーライセンスの降級・停止・失効等に加え、47FAと連携し、必要な指導を実施する。

・定期的な研修の受講（自費参加）、定期的なレポートの提出

・社会奉仕活動の義務付け　他

ーコンプライアンス研修・セーフガード研修の受講義務化（ライセンス更新講習として）

・Eラーニングでのコンテンツ制作進行中。

・セーフガード研修→FAコンテンツを参考に構築予定

ー指導者メンターの配置（技術担当者の専任化と連動して）

・指導者目線でのコミュニケーション　（指導者保護、資質向上のため）

・指導者とのface to face ミーティング、チーム巡回によるつながりの創出
（話をしたい、聞いてもらいたい指導者とのコミュニケーション）

［啓発・プロモーション］

◆ JFAとしての意思表示

ーサッカーファミリー安全保護宣言（仮称）を発信　子どもの安全・安心確保の観点で

ー日本ユニセフ協会との共同発信　「子どもの権利とスポーツの原則」への賛同

サッカーファミリー安全保護宣言　※詳細別紙ご参照

子どもたちが、安全・安心に、サッカーができる環境を整備します。

1. サッカーにおける暴力・暴言を根絶します。 裁定・規律・技術・RF・審判委員会
2. 子どもたちをハラスメントから守ります。RF・技術委員会等
3. 子どもたちの健康を守ります。医学・技術委員会
4. 良い指導者の養成と有資格者指導者を適切に配置します。技術・女子委員会
5. 暑熱環境下等でのサッカー環境を改善します。競技会・医学委員会
6. 年齢・性別・障がい・人種に関係なく、サッカーを楽しめる環境を整備します。
   RF・技術委員会等

僕たちは、僕たちのために、スポーツをするんだ。

大好きなスポーツを、全力で楽しみたい。勝ちたいけど、負けて気づくこともある。つらい時は、休んだっていい。だって、スポーツは、自分自身のためにあるのだから。大好きなスポーツを、大好きな仲間といっしょに。

さあ、子どもたちのスポーツへ。

Children's Rights in Sport Principles
子どもの権利とスポーツの原則

unicef

子どもの権利とスポーツの原則

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控え国内外でスポーツが持つ力が大きく注目される中、ユニセフ（国連児童基金）と日本ユニセフ協会が 2018 年 11 月に発表した、子どもとスポーツに関する原則です。

本来スポーツが持っている、子どもの健全な成長を促す大きな力を強調するとともに、スポーツの中で、子どもたちが暴力や身体への過度な負担等のマイナスの影響を受けることがないように、子どもとスポーツに関わるすべての方々に協力して取り組んでいただくための指針を示すものです。

◆スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者に期待されること

01　子どもの権利の尊重と推進にコミットする
02　スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する
03　子どもをスポーツに関係したリスクから保護する
04　子どもの健康を守る
05　子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する
06　子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント（対話）を推進する

◆スポーツ団体等を支援する企業・組織に期待されること

07　スポーツ団体等への支援の意思決定において、子どもの権利を組み込む
08　支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う

◆成人アスリートに期待されること

09　関係者への働きかけと対話を行う

◆子どもの保護者に期待されること

10　スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする

賛同団体・企業（2018 年 10 月末現在）　日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会、日本オリンピック委員会、日本スポーツ振興センター、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟、全国高等学校長協会、全日本中学校長会、全国連合小学校長会、日本経済団体連合会、株式会社アシックス（順不同）

公益財団法人 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12ユニセフハウス
Tel. 03-5789-2011（代） Fax. 03-5789-2037
ホームページ www.unicef.or.jp

Japan Committee for UNICEF
4-6-12, Takanawa, Minato-ku, Tokyo 108-8607

公益財団法人 日本サッカー協会 会長
田嶋 幸三 様

ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」へのご賛同のお願い

拝啓 初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、ユニセフ（国連児童基金）を国内で代表する私ども日本ユニセフ協会とユニセフ本部は、来る 11 月 20 日（火）、日本のイニシアティブで作られたスポーツにおける子どもの権利を明示するユニセフ初の文書、『子どもの権利とスポーツの原則』を発表いたします。

ユニセフが活動の基本理念に置く「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の第 31 条は、「休み、遊ぶ権利」を謳い、すべての子どもがその能力や可能性を発揮するためには、「休むこと」と「遊び」が不可欠と訴えています。『子どもの権利とスポーツの原則』は、本来子どもや若者の未来を拓くことを助けるはずのスポーツが、むしろその未来への道を閉ざしてしまうような状況が世界の多くの国々で頻発する中、この第 31 条が訴える人類にとって普遍的な価値を改めて世に訴えることを主旨としております。

本原則の原案作成にあたっては、日本のプロ・アマスポーツ界で人権の問題に取組まれている多くの法律家や学識経験者にお力添えを戴きました。また、スポーツ庁、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会（日本パラリンピック委員会）、日本オリンピック委員会、日本スポーツ振興センターのみなさまからも、貴重なご意見やご助言を頂戴いたしました。

ぜひ本原則の主旨をご理解の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

敬具

2018 年 10 月 2 日

公益財団法人 日本ユニセフ協会
会長 赤松 良子

for every child

unicef

賛同することで、依頼される協力

・（日本ユニセフ協会の）印刷物や特設ホームページ等での団体名の紹介/ロゴマークの掲載の許可。

・賛同団体ホームページで、本原則の紹介と同特設ホームページをリンク。https://childinsport.jp/

・本原則特設ホームページで、賛同団体における、スポーツと人権に関わる既存の取り組み（子どもも対象になるもの）を紹介。

・本原則特設ホームページで、一般の方が子どもとスポーツの問題で相談または通報できる賛同団体の窓口の紹介

※賛同には会費等の費用は一切発生いたしません。

賛同することで、期待できる効果

・ユニセフによる、JFA関連事業の発信
　ーリスペクトプロジェクト、社会貢献活動　等

・サッカー界外へのアウトリーチの可能性が広がる。
　ーサッカー界の取り組みの認知度UP
　ーサッカー界の子どもの安心・安全への信頼高める
　ーより広くサッカー界の意思を表明する

Thank you.